朝倉市住宅取得等資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て世代の移住定住を促進するため、朝倉市住宅取得等資金利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成１８年朝倉市規則第４４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　金融機関　朝倉市と連携協定又は包括連携協定を締結した金融機関をいう。

（２）　融資　借入者と金融機関との間で締結された住宅取得又は住宅リフォーム工事を使途とする金銭消費貸借契約で毎月払いにより償還するとされた借入れをいう。

（３）　住宅　専ら自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備える専用住宅又は併用住宅（全床面積に対する非住宅部分の床面積が２分の１以下のものに限る。）をいう。

（４）　住宅リフォーム工事　住宅の機能維持又は向上のために行う改修、増改築及び模様替え等の工事をいう。

（補給金対象者）

第３条　補給金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）　住宅の新築又は購入（中古住宅を含む。）若しくは住宅リフォーム工事をする者であること。ただし、国、都道府県、市区町村等の公共事業に係る移転補償、損害賠償等の補填を受けて取得した住宅を除く。

（２）　この要綱による補給金の交付を受けたことがないこと。

（３）　所有する他の住宅について、この要綱による補給金が交付されていないこと。

（４）　本市の住民として１０年以上定住の意思をもって本市を生活の拠点とす

ること。

（５）　自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、協力する意思があること。

（６）　補給金対象者及び同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がないこと。

（７）　補給金対象者及びその同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

２　対象建物を持分登記する場合は、その住宅に係る所有者１名を代表者として補給対象者とする。ただし、連帯債務として借り入れた場合は、本条第１項各号の要件を満たさない者の共有割合分を除き対象とする。

（交付対象となる融資）

第４条　補給金の交付の対象となる融資は、別表に掲げる金融機関が行う融資とする。

（補給金交付期間）

第５条　補給金を交付する期間は、融資に対する借入金の最終資金交付日以後、償還を開始した日の属する月から３６月以内の月までとする。ただし、次の各号に掲げる期間は交付対象から除く。

（１）　債務の全部が消滅した後の期間

（２）　償還条件を変更した後の期間

（３）　償還を行わなかった期間

（補給金交付額）

第６条　補給金は、予算の範囲内において交付するものとし、借入金の年末残高（２，５００万円を上限とする。）に０．１パーセント（融資利率を上限とする。）を乗じて得た額を、１２で除して、年内の償還月数を乗じた額（１００円未満切捨て）とする。

（補給金の申込み及び登録）

第７条　補給金の申込みをしようとする者は、融資実行後、住宅取得等資金利子補給金申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

（１）　世帯全員の住民票（発行日から１箇月以内のものに限る。）

（２）　世帯全員の市税等の滞納がないことの証明書（発行日から３箇月以内のものに限る。）

（３）　融資の対象となる資産に係る契約書（売買・譲渡・請負）の写し

（４）　融資申込書又は融資承認通知書の写し

（５）　融資の対象となる資産の登記事項証明書の写し

（６）　同意書（様式第２号）

（７）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その書類を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において当該申込みをした者を利子補給対象者（以下「利子補給対象者」という。）として登録し、速やかに住宅取得等資金利子補給金登録通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（金融機関への通知）

第８条　市長は、利子補給対象者の登録をしたときは、融資を行う金融機関に対して住宅取得等資金利子補給金通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補給金登録の変更報告）

第９条　利子補給対象者として登録された者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、遅滞なく住宅取得等資金利子補給金変更報告書（様式第５号）により市長に報告しなければならない。

（１）　借入金の繰上償還を行ったとき。

（２）　借入金の償還を行わなかったとき。

（３）　住宅の所有権移転をしたとき。

（４）　住宅に居住しなくなったとき。

（５）　その他市長が特に必要と認めるとき。

（補給金の交付申請）

第１０条　補給金の交付を受けようとする者は、毎年度、２月末日までに、住宅取得等資金利子補給金交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）　金融機関が発行する年末残高証明書の写し

（２）　その他市長が必要と認める書類

（補給金の交付額確定及び交付時期）

第１１条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補給金交付の可否を決定し、住宅取得等資金利子補給金交付額決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（補給金の請求及び交付）

第１２条　前条の規定による補給金交付の決定を受けた者は、同条の規定による通知を受けたときは、住宅取得等資金利子補給金請求書（様式第８号）により補給金を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、補給金を交付するものとする。

（補給金の返還）

第１３条　市長は、第１１条の規定による補給金交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（１）　第９条の規定による報告が遅れたとき又はなかったとき。

（２）　虚偽又は不正により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

２　前項に該当し、補給金交付の決定の取消しをする場合の補給金の返還額は、同項の事由に該当した月以後に交付された補給金の額とする。

（その他）

第１４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１	筑後信用金庫